# 脱炭素志向型住宅の導入支援事業(経済産業省・国土交通省連携事業)





【令和6年度補正予算(案) 50,000百万円】

## ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅(脱炭素志向型住宅)の導入を支援します。

# 1. 事業目的

- ① 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ② 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

## 2. 事業内容

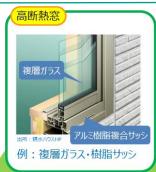
家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る性能を有する省エネ住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅(GX志向型住宅)の導入に対して支援を行う。

- ○対象(補助額):新築戸建住宅、新築集合住宅(160万円/戸)
- ○主な要件: ①一次エネルギー消費量の基準(BEI) ≦0.65(省エネのみ)
  - ②一次エネルギー消費量削減率100%以上※1,2 (再生エネ等含む)
  - ③断熱等性能等級6以上
- など
- ※1 寒冷地等の場合は75%以上、都市部狭小地等の場合を除く
- ※2 集合住宅は、別途住宅部分の階層により設定
- 注)以下の住宅は、原則対象外とする。
- ・「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
- ・「災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)」に立地する住宅
- ・「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域 における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)」に該当する区域に立地する住宅 など

#### 3. 事業スキーム

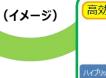
- ■事業形態 間接補助事業
- ■補助対象 民間事業者・団体
- ■実施期間 令和6年度

#### 4. 補助対象の例



脱炭素志向型住宅 (GX志向型住宅)







お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅·建築物脱炭素化事業推進室 電話:0570-028-341